

## 寄稿

# 弁護士費用賠償の法理

## ～判例群からの類型論的考察～

- I 問題の所在
- II いかなる場合に請求できるか
- III 請求できるとした場合の認容額
- IV おわりに（私見として）

兵庫県弁護士会員

菱田 昌義

Hisbida, Masayoshi

### I 問題の所在<sup>1)</sup>

民事訴訟法61条は、訴訟費用について、敗訴者負担原則を規定している。しかし、我が国においては、弁護士強制主義は採用されておらず、弁護士費用は同条の訴訟費用に含まれていない<sup>2)</sup>（民事訴訟費用等に関する法律2条）。例外的に、当事者に弁論能力がなく、裁判所が弁護士の付添いを命じた場合に限り、訴訟費用に含まれるにすぎない（民事訴訟法155条2項、民事訴訟費用等に関する法律2条10号）。

しかし、下記でみるように、判例・裁判例は、一定の類型について、立法での解決が必要となる訴訟費用論とは別に、損害論において弁護士費用賠償を認めてきた。本稿では、判例群の射程の検討を通じて、①いかなる場合に弁護士費用を請求できるのか、②請求できるとした

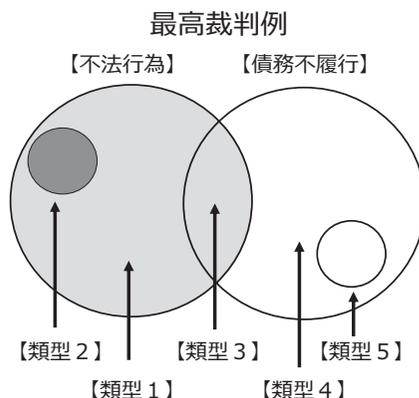
場合の認容額について検討する。

### II いかなる場合に請求できるか

#### 1 最高裁判例の整理

##### (1) 不法行為一般【類型1】

一般的な不法行為に基づく損害賠償請求訴訟



1) 本稿は、拙稿「債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟において弁護士費用を請求できるか」（BUSINESS LAWYERS 2021年4月22日掲載。https://www.businesslawyers.jp/articles/934）を元に大幅に加筆したものである。

2) 訴訟費用に弁護士費用が含まれないことについての歴史的経緯は不明確であるものの、「弁護士職業に対する社会の評価が低かったことに主な原因があると思われる」との指摘がある（新堂幸司『新民事訴訟法<第6版>』（弘文堂、2019年）931頁参照）。

では、(弁護士費用を除いた)請求認容額の一割程度が弁護士費用相当の損害として認められており、これが現在の裁判実務である(嚆矢となる判例として、最判昭44・2・27民集23巻2号441頁。以下「昭和44年判決」という。)

昭和44年判決は、「わが国の現行法は弁護士強制主義を採ることなく、訴訟追行を本人が行なうか、弁護士を選任して行なうかの選択の余地が当事者に残されているのみならず、弁護士費用は訴訟費用に含まれていないのであるが、現在の訴訟はますます専門化され技術化された訴訟追行を当事者に対して要求する以上、一般人が単独にて十分な訴訟活動を展開することはほとんど不可能に近いのである。……その弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、右不法行為と相当因果関係に立つ損害というべきである」として、その理由と考慮要素を示した(下線部筆者)。そして、この昭和44年判決は、不法行為に基づく損害賠償請求における「一般的指針」を判示したものとされている<sup>3)</sup>。

## (2) 不法行為のうち不当訴訟【類型2】

最高裁判所は、不法行為類型のうち、訴えの提起自体が不法行為(いわゆる不当訴訟)となる場合において応訴に要する弁護士費用実額が損害として認められる余地を認めた(最判昭63・1・26民集42巻1号1頁。本判決以前にも大審院時代の判決がある<sup>4)</sup>)。

なお、弁護士費用賠償については、「付随的弁護士費用賠償」と「本来的弁護士費用賠償」とに区別されることがある。すなわち、前者

は、「本来的な損害賠償請求権が別に存在し、それが訴訟上行使されているときに、そのために要する弁護士費用の賠償がそれに付随して請求される場面」であり、後者は、「訴訟提起または応訴に要する弁護士費用それ自体が賠償されるべき損害に当たるとして、その賠償が独自に請求される場面」である<sup>5)</sup>。後者が認められるのは、【類型2】の場合である。

## (3) 不法行為と債務不履行とが競合する一部類型(安全配慮義務違反)【類型3】

不法行為に基づく損害賠償請求と債務不履行に基づく損害賠償請求は、場合によっては、どちらも請求できる事例がある。たとえば、就労中に事故にあった労働者は、使用者に対して、①不法行為に基づく損害賠償請求及び②債務不履行(雇用契約上の安全配慮義務違反)に基づく損害賠償請求のいずれも請求可能である(請求権競合説)。

2012年、最高裁判所は、上記のような請求権競合の場合のうちの安全配慮義務違反の類型について、昭和44年判決と同様の理由付けを用いて、弁護士費用賠償を認めた(最判平24・2・24判時2144号89頁。以下「平成24年判決」という。)。そのため、債務不履行に基づく損害賠償請求のうち、平成24年判決の射程内であれば、弁護士費用として一割程度の損害が判決で認容される。ただし、同判決の射程については「安全配慮義務違反以外の債務不履行が問題となっている場面については、その射程は及ばないものと思われ、この点はなお残された問題といえよう。」との指摘があることには留意が必要である<sup>6)</sup>。

3) 小倉頭「最高裁判所判例解説 民事篇 昭和44年度(上)」(法曹会、1970年)188頁以下。

4) 大連判昭18・11・2民集22巻1179頁。また、近時の裁判例として、東京高判令2・3・4判例秘書:L07520153がある。なお、成功報酬については、通常、口頭弁論が終結し判決が確定した後に発生する。経済的利益の確定を停止条件とする現実の損害とみるか、将来の給付の訴えとみるかは議論の余地がある。

5) 長野史寛「相続預金の払戻拒絶と弁護士費用賠償—大阪高判令26・3・20を中心に—」金融法務事情2052号11頁以下。

6) 平成24年判決についての判例タイムズ1368号63頁匿名解説。

(4) 債務不履行のうち金銭債務以外の債務不履行類型【類型4】

1915年の判例であるが、買主から売主に対する損害賠償請求訴訟において、買主が第三者からの前訴たる追奪訴訟で応訴するために支出した弁護士費用は、損害に含まれないとしたものがある（大判大4・5・19民録21輯725頁。以下「大正4年判決」という。）。そして、この大正4年判決を根拠に、一般論として「債務不履行に基づく損害賠償を請求する場合に弁護士費用は損害とならない」と評されることがある<sup>7)</sup>。しかし、この大正4年判決の現代的価値は明らかではない<sup>8)</sup>。

(5) 債務不履行のうち金銭債務の不履行類型【類型5】

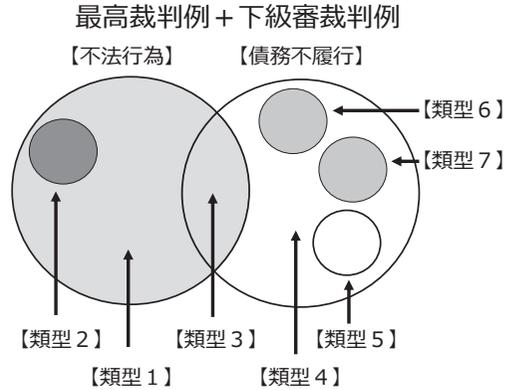
債務不履行のうち金銭債務の不履行類型について、最高裁判所は、民法419条を根拠にして、弁護士費用その他取立費用の請求を否定している（最判昭48・10・11判時723号44頁）。

2 下級審判決の整理（肯定裁判例のみ）

(1) 債務不履行のうち契約上の合意類型【類型6】

第一に、国土交通省が定める「マンション標準管理規約」には「違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる」との規定がある。この規定を「違約罰（制裁金）」と解して、弁護士費用実額の全額の損害賠償を認めた裁判例がある（東京高判平26・4・16判時2226号26頁）。

第二に、債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟において、契約書中の損害賠償条項に「合理的な弁護士費用を含む」との文言があることを



な弁護士費用を含む」との文言があることを直接の根拠に、弁護士費用として請求認容額の一割程度を認容した裁判例がある（東京地判平27・10・27LEXDB:25531913）。

第三に、M&A取引などで利用される表明保証条項においても、「（契約書中の表明保証条項に違反したときには）合理的な範囲内の買主の費用（弁護士費用を含む）を負担する」との条項が設けられることがある。この条項を根拠に、弁護士費用相当の損害として請求認容額の一割程度を認容した裁判例が複数ある（東京地判平24・1・27判時2156号71頁等）。

(2) 債務不履行のうち専門訴訟類型【類型7】

医療訴訟や建築訴訟などは、専門家による知見や経験則が必要となるため「専門訴訟」といわれている。

第一に、医療訴訟においては、債務不履行構成（診療契約）を選択したときにも、弁護士費用に相当する損害として請求認容額の一割程度やそれを上回る額が認められている裁判例が多

7) 小泉博嗣「債務不履行と弁護士費用の賠償」判例タイムズ452号50頁参照。なお、債務不履行と損害賠償に関する論文のうち、①裁判官によるものとして、前記小泉論文のほか、山本矩夫「債務不履行と弁護士費用の賠償」判例タイムズ466号49頁、②弁護士によるものとして、三苫裕「弁護士費用の賠償請求」『民法の争点』（有斐閣、2007年）292頁、③学者によるものとして、荻野奈緒「債務不履行と弁護士費用賠償」同志社法学71巻1号563頁等がある。

8) 道垣内弘人ほか「現代訴訟の論点と法理論の検討5 訴訟による権利回復のための経費と損害として認められる範囲」論究ジュリスト26号155頁（荻野奈緒発言）。

数存在する（東京地判平28・11・10判タ1438号199頁等<sup>9)</sup>。

第二に、建築訴訟においても、専門性の高さを理由に、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求について、弁護士費用に相当する損害として請求認容額の一割程度を認めた裁判例がある（東京地判平28・3・30判例秘書：L07130911、福岡高判平18・3・9判タ1223号205頁等）。

このような専門訴訟類型（訴訟遂行が困難な類型）において弁護士費用賠償が認められることは、昭和44年判決や平成24年判決からも、十分に首肯できる<sup>10)</sup>。

### (3) その他の重要な裁判例

上述の裁判例以外にも、旅行契約に付随する義務違反（情報収集・提供義務違反）について弁護士費用相当の損害として一割程度の損害賠償を認めた裁判例（大阪地判平31・3・26判時2429号39頁）がある。同裁判例は、大正4年判決に言及しつつも、平成24年判決を参照し、自己決定権侵害を理由とすれば不法行為に基づく損害賠償請求権としても構成できることや訴訟の専門性を考慮したものである。

また、金融機関による相続預金の払戻拒絶事例において「債務不履行の域を超えて、不法行為が成立する」として、弁護士費用相当の損害として一割程度の損害賠償を認めた裁判例が存在する（大阪高判平26・3・20金判1472号22頁）。

## 3 近時の最高裁判例

2021年、最高裁判所は、【類型4】に属する債務不履行に基づく損害賠償請求における弁

護士費用賠償について、消極に解する判断をした（最判令3・1・22判タ1487号157頁。以下「令和3年判決」という。）。同判決は「①契約当事者の一方が他方に対して契約上の債務の履行を求めることは、不法行為に基づく損害賠償を請求するなどの場合とは異なり、侵害された権利利益の回復を求めるものではなく、契約の目的を実現して履行による利益を得ようとするものである。②また、契約を締結しようとする者は、任意の履行がされない場合があることを考慮して、契約の内容を検討したり、契約を締結するかどうかを決定したりすることができる。③加えて、土地の売買契約において売主が負う土地の引渡しや所有権移転登記手続きをすべき債務は、同契約から一義的に確定するものであって、上記債務の履行を求める請求権は、上記契約の成立という客観的な事実によって基礎付けられる」と判示して（①②③及び下線は筆者）、債務の内容が契約内容から一義的に確定するような債務について本来の債務の履行を求める場合には、弁護士費用の損害賠償請求はできないとした。

令和3年判決の射程については議論がある<sup>11)</sup>。債務不履行が生じたとき、債権者としては、債務の履行を求める方法と、損害賠償請求を求める方法がある。令和3年判決は【類型4】のうち債務の履行を求める場面に限定して消極的な判断をしたものと考えられる。その上で、判旨②からすると、当事者間のリスク分配の結果として【類型6】のような契約上の合意がある場合には、弁護士費用賠償が認められる余地があ

9) なお、平成24年判決と同様に考えられるとする見解として、大島眞一「医療訴訟の現状と将来 最高裁判例の到達点」判例タイムズ1401号10頁参照。この見解によると、一部の医療訴訟は【類型3】の射程内に属することになる。

10) なお、「コンピュータ・プログラムのバグによって損害が生じた事案」においても、建築訴訟同様に、弁護士費用相当の損害として一割程度の肯定余地が示唆されている（前掲注8）165頁（道垣内弘人発言・岸日出夫発言）。

11) 令和3年判決の判例評釈として、①永井弘二「債務不履行による損害と弁護士費用－最高裁令和3年1月22日判決」Oike Library53号13頁。[https://www.oike-law.gr.jp/wp-content/uploads/OL53\\_all.pdf](https://www.oike-law.gr.jp/wp-content/uploads/OL53_all.pdf)、②村田大樹「債務不履行における弁護士報酬の賠償（最判令和3・1・22）」法学教室488号138頁、③住田英穂「債務の履行の請求における弁護士費用の賠償」新・判例解説Watchウェブ版・民法（財産法）No.212（2021年6月25日掲載）がある。

る。また、判旨③からすると、契約内容が複雑であるなど【類型7】のような専門訴訟性がある場合にも、弁護士費用賠償が認められる余地があると考えられる。

#### 4 小括

2000年代初頭の司法制度改革時に弁護士費用敗訴者負担制度の整備が議論されたものの改正法案が廃案になっている。にもかかわらず、上記【類型1～7（4・5を除く）】のように一定の場合に弁護士費用賠償を認めていくということは、判例群による弁護士費用敗訴者負担原則の形成という指摘もある<sup>12)</sup>。上記改正法案が廃案になった経緯<sup>13)</sup>等に照らすと、一定の慎重さを要する<sup>14)</sup>。

いかなる場面で弁護士費用賠償が認められるかについては、【各類型】に属する判例群の射程の広狭等の検討を通じて判断していくことになる。

### Ⅲ 請求できるとした場合の認容額

#### 1 一割程度基準の存在

たとえば、交通事故の事案で時価額100万円の自動車が全損したとする（過失割合10：0。争点なし）。この事例において、被害者が、加

害者に対し、自動車の時価額100万円に加えて弁護士費用実額としてたとえば30万円を上乗せして請求した場合、裁判所は、弁護士費用実額ではなく、弁護士費用を除いた請求認容額である100万円の一割である10万円を加えた合計金110万円の一部認容判決をするのが通常である（以下では、弁護士費用実額を考慮することなく、弁護士費用を除いた請求認容額の一割程度を弁護士費用相当の損害としてその賠償を認める基準を指して「一割程度基準」という。）。

上記Ⅱで記載した各類型のうち、いわゆる本来的弁護士費用賠償を認める【類型2】の場合以外は、実務上、一割程度基準が採用されている。

まず、なぜ「一割」なのかについてである。かつては、日本弁護士連合会報酬等基準規程（及び各弁護士会基準）や事件の難易、被害者の過失を参考に判断をし、場合によっては、適切な弁護士費用を認定するために鑑定をすることもあったようである<sup>15)</sup>。その後、嚆矢となった昭和44年判決の直近時期（1968年9月から11月まで）に東京地方裁判所において既済となった交通事故事件の分析を通して「弁護士費用を除いた判決認容額の八分ないし一割二分の範囲内のものが五八%であり、原則的には一割を基準とすることに落ち着いたと云えよう」とした

12) なお、肯定した判例群は、「債務不履行をした者」「不法行為をした者（加害者）」に弁護士費用の賠償責任を認めているものであり、「敗訴」したことを理由に弁護士費用の負担を命じているものではない（被害者が訴訟を提起して敗訴したとしても、直ちに加害者とされた者が支払った弁護士費用の賠償が命じられるわけではない。）。

13) 日本弁護士連合会「弱者の裁判を受ける権利を侵害する『弁護士報酬敗訴者負担』法案に反対する決議」（2004年10月8日付け）参照。同決議では、「合意による敗訴者負担制度が導入されれば、裁判外の私的契約や約款・就業規則などに『敗訴者負担条項』を記載することが広がっていくと懸念される。そうなれば消費者、労働者、中小零細業者など社会的に弱い立場にある人は、敗訴したときの『敗訴者負担条項』に基づく弁護士報酬の請求をおそれて、訴訟を提起することも受けて立つことも躊躇せざるを得ない」との意見が示されている。

14) 前掲注11) 永井15頁は「ある種の弁護士費用の片面的な敗訴者負担制度を創出するに等しくなる可能性がある」と指摘する。

15) 小川善吉ほか「交通事故による損害賠償請求訴訟の諸問題」判例タイムズ191号26頁以下。

裁判官による論文が公表された<sup>16)</sup>。その上で、昭和44年判決が確立し、同判決の調査官解説において「具体的な算定基準については、さらに判例の集積をみなければならない」と留保されつつも（前掲注3）189頁）、上記論文が引用されたため、以後、一割程度基準が運用として定着したものと推察される。

次に、一割「程度」と表記しているのは、裁判例によっては、①1万円、千円あるいは百円単位で切捨て（又は切上げ）、いわゆる「きりのいい数字」にすることが多く、また②認容額が低額であれば若干上回り、認容額が高額であれば若干下回ること、一割を若干前後することがあるからである。

上述の昭和44年判決及び平成24年判決は考慮要素を提示するものの、筆者の知る限り、非常に多くの裁判例が上記一割程度基準を前提としており、異なる基準を採用する事例は限定的である<sup>17)</sup>。

## 2 旧報酬規程との関係

前掲昭和44年判決の調査官解説では、弁護士費用の額について「被害者が現実には支払いたくは支払うべく約した額全額が認められるわけではないこと、いうまでもない」とした上で、「諸般の事情の中には、日本弁護士連合会や各地の弁護士会の報酬規程の定めが含まれるである

う」とされている（前掲注3）189頁）。

債務不履行及び不法行為いずれにおいても、（学説上批判があるものの）伝統的見解では「相当因果関係」が必要であり、この相当性の判断基準は、「予見可能性」が中心に据えられている。報酬規程は、（損害の発生原因事実そのものではないものの）予見可能性に影響するものである。

周知のとおり、2004年3月31日をもって日本弁護士連合会報酬等基準規程（及び各弁護士会基準）が廃止された。しかし、同規程廃止後も、裁判所は一割程度基準を維持しており、各法律事務所の報酬基準や実際に生じた弁護士費用実額は考慮されていない。このことは、日本司法支援センター（法テラス）による一律の弁護士費用基準がある場合であっても同様であり、考慮されていない（大阪地判令2・2・14判例秘書：L07550226）。

## 3 契約上の合意による「一割程度基準」を超える請求額認容の可能性

(1) はじめに

一割程度基準を超える弁護士費用賠償を可能にするアプローチとしては、①【類型2】と構成する方法、②調査費用などの費目として昭和44年判決等のらち外と構成する方法<sup>18)</sup>、③【類型6】の債務不履行のうち契約上の合意と構成

16) 篠田省二「東京地方裁判所民事交通事故専門部の処理概況」法曹時報21巻4号75頁以下。また、昭和44年判決以前の統計については、鈴木潔「交通事故における損害賠償額—東京地裁判決を中心とするその実態」ジュリスト339号161頁も参照。鈴木論文には「弁護士費用を除く認容総額に対する比率が17%におよぶ例もあるが、最も多いのは8%前後のもの」との統計結果があるように、昭和44年判決以前は柔軟に運用されていた。

17) 例外的事例として、たとえば、東京高判平25・7・24判時2198号27頁では、損害額105億1212万8508円に対して、弁護士費用賠償として一割を大きく下回る2億円を認容した。他方、交通事故訴訟に関する横浜地判平25・4・25自保ジ1901号134頁では、（過失相殺後損害合計から既払額を控除した）損害額約166万円に対して、弁護士費用賠償として一割を大きく上回る原告らの請求額全額である60万円を認容した。なお、医療訴訟等を中心に難易度を考慮して、一割を上回る認定をする裁判例もわずかにある。

18) 発信者情報開示請求訴訟を経た名誉毀損等を理由にする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、弁護士費用に加えて、先行する発信者情報開示請求訴訟に要した弁護士費用を「調査費用」という損害費目として、弁護士費用実額の損害賠償を認める裁判例がある（東京地判平24・1・31判時2154号80頁、東京高判令3・5・26TKC：25590327等）。調査費用について、前掲注8）168頁以下「Ⅷ. 弁護士費用以外の経費」参照。

する方法等がありうる。下記では、契約上の合意の可能性に絞って検討する。

## (2) 一割程度の認容可能性

### 【条項例】第xx条(損害賠償)

甲又は乙が、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対して当該損害の全て(特別損害、利益の逸失による損害、合理的な弁護士費用を含むがこれらに限られない。)を賠償するものとする。

契約当事者には、契約自由の原則があり、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる(民法521条2項)。

上記【類型6】のとおり、契約上の弁護士費用負担合意について有効とした裁判例がある。合意によるリスク分配を認めることは、令和3年判決の判旨とも整合的である。

また、弁護士費用実額に依拠しない認容額ベースである「一割程度基準」は、既にみたとおり不法行為類型及び一定の債務不履行類型の両局面で多くの裁判例があり、基準として明確である。

そのため、発生根拠及び基準の明確性からして、損害賠償条項や表明保証条項に「(合理的な)弁護士費用を含む」とあれば、少なくとも「一割程度基準」に従っての損害賠償が認められる事案が多いと考えられる。

## (3) 一割程度を超える認容可能性

それでは、合意により弁護士費用の一割程度を超える賠償が認められるかが問題となる。

たしかに、契約自由の原則といえども無限定ではなく「法令の制限内」という制約をうける<sup>19)</sup>。しかし、少なくとも、対等な力関係にある当事者間の契約において、「(合理的な)弁護士費用を含む」という抽象的な定めではなく、算定方法や上限額などについてより具体的な定めがあって予見可能性が確保できている場合には、一割程度基準以上の賠償が認められる余地があると考えられる<sup>20)</sup>。

## Ⅳ おわりに(私見として)

### 1 いかなる場合に請求できるか

本稿では、判例群から類型論的に、弁護士費用賠償について考察した。

他方、学説に目をやると、「(債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟における弁護士費用について)今日の学説も、ほぼ異論なく、不法行為におけるのと同様の要件のもと、弁護士費用相当額の全部または一部を債務不履行による損害として認めている」との指摘がある<sup>21)</sup>。

たしかに、昭和44年判決及び平成24年判決を前提とすると、訴訟が専門化しており単独での訴訟追行が困難な事件であれば、不法行為に基づく損害賠償請求と債務不履行に基づく損害賠償請求とで異なるところはなく、いずれも相当因果関係がある通常損害とみることになる。

上記学説を踏まえたとしても、いかなる場合が対象となるのかについては、ステレオタイプになる危険性に留意しつつも、やはり判例群から類型化して考察していく手法が適していると

19) 執行の場面であるが、弁護士費用を含む訴訟費用の全額をいずれか一方の当事者に負担させる外国判決は、実際に生じた費用の範囲内でその負担を命ずるものである限り民事訴訟法118条3項の「公の秩序」に反しないとした判例がある(最判平10・4・28民集52巻3号853頁)。

20) 【類型6】で参照した東京高判平26・4・16判時2226号26頁では「管理規約の文言も『違約金としての弁護士費用』を『管理組合が負担することになる一切の弁護士費用(違約金)』と定めるのが望ましいといえよう」と判示されており、弁護士費用全額を一方当事者に負担させる特約が、必ずしも不当とは限らない。

21) 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』(信山社、2017年)522頁以下。なお、北川善太郎・潮見佳男「損害賠償の範囲」奥田昌道編『新版注釈民法(10)Ⅱ』(有斐閣、2011年)97頁も参照。

考える。しかし、本稿でみたように判例・裁判例の射程については不明確な点が多い。既に、1944年から指摘されてきたことではあるが<sup>22)</sup>、今後の判例・裁判例の蓄積が待たれる。

## 2 請求できるとした場合の認容額

前記Ⅲでの考察に加えて、一律の報酬基準が存在しない以上、平均的な弁護士費用と大きな差がある事案（プロボノ的な活動を含む。）がありうる。また、被請求者側に視点を変えると、一割程度基準には損害額を抑えるという（予見可能性を前提とした）メリットがあるし、弁護士費用賠償を考えるにあたっては、被請求者側が勝訴した場合には弁護士費用賠償が一切認められていないこととの均衡をも考慮しなければならない<sup>23)</sup>。

以上より、原則として、一割程度基準を採用する実務上の運用は、相当因果関係説の前提にある当事者の予見可能性の観点からすると、一定の合理性がある。しかし、予見可能性が十分に確保できる限りは、昭和44年判決及び平成24年判決の提示した考慮要素をもとに、昭和44年判決以前のように一定程度柔軟に運用されてよい。たとえば、例外的に、①故意不法行為や②訴訟提起や専門家たる弁護士への依頼を容易に認識しうる事案など、場合によっては相当程度の弁護士費用が生じることが予見できる事案がある。さらに提言すると、たとえば「慰謝料」には、補完的機能（調整的機能）があるといわれているのと同様に、費目としての「弁護士費用」が同様の機能を担う方向性すら考えられてよい。

22) 川島武宣「弁護士費用の賠償請求」法学協會雑誌62巻10号1077頁参照。

23) 請求者側しか弁護士費用賠償が認められていないことを「one-way rule」ということがある。民事訴訟法学者からは、原告側のみ一方的に弁護士費用賠償の範囲を広めることは、「原告・被告間のバランスが崩れるような規範の適用範囲を拡大していくことを意味してくることになるので……かなり謙抑的であるべき」との指摘がある（前掲注8）161頁（山本和彦発言）。

LIBERTY & JUSTICE  
JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

# 自由と正義

2021年 12 月号

vol. 72 No.13

ひと筆 弁護士と医師の仕事の両方を経験して……鈴木 孝昭

特集 **コロナ禍で広がる貧困～どう克服するか?**

新型コロナウイルスによる生活困窮の諸相

—「コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るなんでも電話相談会」の  
分析結果からみえるもの……後藤 広史

生活保護・セーフティネットをめぐる状況と改善策……小久保 哲郎

コロナ禍をめぐる労働問題と論点……塩見 卓也

新型コロナウイルス感染症が女性・子ども・若者に与えた影響……丹羽 聡子

寄稿 弁護士費用賠償の法理～判例群からの類型論的考察～……菱田 昌義